

議案第18号

匝瑳市監査委員条例及び匝瑳市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市監査委員条例及び匝瑳市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

匝瑳市長 宮内 康幸



匝瑳市監査委員条例及び匝瑳市病院事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例

(匝瑳市監査委員条例の一部改正)

第1条 匝瑳市監査委員条例(平成18年匝瑳市条例第22号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第4条中「法第243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」  
に改める。

(匝瑳市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 匝瑳市病院事業の設置等に関する条例(平成18年匝瑳市条例第97号)  
の一部を次のように改正する。

第11条中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第  
8項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項」  
に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



(参考)

匝瑳市監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改	正	後	改	正	前
第1条～第3条 略 (賠償責任監査)	第1条～第3条 略 (賠償責任監査)	第1条～第3条 略 (賠償責任監査)	第1条～第3条 略 (賠償責任監査)	第1条～第3条 略 (賠償責任監査)	第1条～第3条 略 (賠償責任監査)
第4条 法第243条の2の8第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定により賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、10日以内に監査に着手し、当該賠償責任の有無及び賠償額を決定したときは、直ちに市長に報告しなければならない。	第4条 法第243条の2の8第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定により賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、10日以内に監査に着手し、当該賠償責任の有無及び賠償額を決定したときは、直ちに市長に報告しなければならない。	第4条 法第243条の2の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定により賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、10日以内に監査に着手し、当該賠償責任の有無及び賠償額を決定したときは、直ちに市長に報告しなければならない。	第4条 法第243条の2の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定により賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、10日以内に監査に着手し、当該賠償責任の有無及び賠償額を決定したときは、直ちに市長に報告しなければならない。	第4条 法第243条の2の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定により賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、10日以内に監査に着手し、当該賠償責任の有無及び賠償額を決定したときは、直ちに市長に報告しなければならない。	第4条 法第243条の2の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定により賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、10日以内に監査に着手し、当該賠償責任の有無及び賠償額を決定したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(参考)

匠瑛市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第2条関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第10条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第24.3条の2の8第8項の規定により、病院事業に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合は、議会の同意を得なければならない。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第10条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第24.3条の2の2第8項の規定により、病院事業に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合は、議会の同意を得なければならない。</p> <p>以下 略</p>